

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年7月3日

今治市監査委員 木原盛展

同 平田秀夫

監査対象機関	監査結果報告書の日付
総合政策部 交流振興局 スポーツ振興課 (旧 産業部 交流振興局 スポーツ振興課)	令和5年5月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 納付された使用料について、担当課金庫において長期間保管し払込がされていないものが見受けられたので、会計規則や出納室発出文書に基づき適切に事務処理されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 島しょ部の体育施設については、今後の公の施設等の評価に合わせ、統廃合も含めた地域毎の施設配置を検討していくなかで、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用の可能性も含めて検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 課内での事務見直しを行い、納付された使用料が規則どおりに収納日の翌日に払い込みができるよう、集金日、払込日が一目で確認できる確認書を新たに作成し、複数人によるダブルチェックを行う体制を整えた。</p>	

(意見)

- 1 島しょ部の体育施設についても、例外なく、民間での管理が望ましい施設として令和9年度からの指定管理者制度の導入を目指す方向性としております。

島しょ部施設の立地条件等の特殊性を考慮しつつ、公の施設の再評価に合わせて統廃合を含めた各地域の施設配置の検討および老朽化した主要施設の更新を行い、合宿誘致等での利用促進による施設知名度の向上に努めながら諸課題の整理および解決を図ります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 道路課	令和5年5月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 市道やその関連施設及び設備（以下、市道施設）のうち、橋梁、トンネル、横断歩道橋は長寿命化修繕計画を作成しており、また、主要な市道の舗装については長寿命化計画を作成中であり、現在のところ適切に維持管理できている。</p> <p>しかしながら、今後は、老朽化等により一度に多くの市道施設が更新時期を迎えることが見込まれていることから、デジタル技術の活用等により、データ蓄積や要修繕箇所の情報共有の効率化を図り、計画的で効果的な点検、修繕等の維持管理が実施できるしくみを構築されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 修繕箇所等をデジタルマップで可視化し、効率的で効果的なインフラ補修体制の構築を行っていく。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 用地管理課	令和5年5月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用料において、納期限を1か月以上超過して納付されていたものが見受けられた。期限内納付の確認を徹底するとともに、特別な事情で納期限の延長を認める場合は、その旨決裁を受ける等、適正に事務処理されたい。 2 道路台帳平面図複写申請書において、交付枚数や金額等の必要事項が記載されていないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。 3 道路掘削許可において、道路占用規則に定める書類が申請時点で提出されず、工事着手までに提出することを誓約・確約する書類により掘削許可を決定していたが、工事が着手された以降も必要書類が提出されていなかったものが見受けられたので、速やかに申請者に書類の提出を求めるとともに、誓約書等による許可方法についても検討するようにされたい。 4 通路橋の設置に係る道路占用及び法定外公共用財産の占用における占用料の減免については、道路法施行令の通達に基づき、課内で減免基準を設けていたが、道路占用においては減免基準について決裁を受けておらず、また法定外公共用財産の占用においては現状の事務取扱要領に定める減免基準に適さないと見受けられる事例があったので、今後適正に事務処理されたい。 また、申請地幅4メートルを超える通路橋の設置に係る法定外公共用財産の占用許可において、事務取扱要領に定める理由書が添付されていなかったため、速やかに申請者に書類の提出を求めようとする。 5 法定外公共用財産の売払における申請者との売買契約において、事務取扱要領に定める売買契約書の内容に不備があったので、適切に対応するようにされたい。 6 指定管理者による管理から市直営での管理となった風早駐車場の定期駐車券が、条例施行規則に基づく使用可否の決定がされないまま交付され、また、購入申込書が提出される前に使用料の調定がされていたので、今後は適正に事務処理するようにされたい。 	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 6月1日現在から道路占用料の未収入を定期的にチェックし、納期限超過の危険があるものについては、事前に申請者へ連絡を行う。

納期限の延長の申出があった場合は、事前に決裁を行う。

- 2 申請者に記入方法が例示できていなかったため、記入例を窓口に備え付け、申請者が解りやすいように記入できるようにし、対応する職員に周知徹底を行った。

- 3 指摘のあった道路占用規則に定める書類が未提出である申請者に催促を行った。また、令和4年度に申請のあった書類のチェックを行い、5月31日現在までに未提出のものには提出を催促した。

今後、市民生活上影響のある緊急工事による事前着工など、誓約書等の提出による許可において、未提出が続く申請者については、事前着工の許可を与えないなど、必要手続きを行うように指導を行う。

- 4 道路占用料の減免については、免除規定を起案書に記載して決裁を行うように改めた。

法定外公共用財産の占用において現状の事務取扱要領に定める減免基準に適すように、9月末までに要領の改正をするため、法制担当と調整中である。

4メートルを超える通路橋の理由書については相手に求め、受領した。

- 5 今治市法定外公共用財産管理事務取扱要領第16条により、今治市有財産売買契約書第3条契約の締結を抹消し、第4条第1項に「代金の支払いを確認したとき」に改めた。

- 6 条例施行規則第5条の規定どおり使用可否の決定を行い、決定後に使用料の調定を行うよう改めた。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 都市政策局 都市政策課	令和5年5月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 屋外広告物許可申請について、許可の有効期間が満了しているが、更新手続きができていないものが見受けられたので、当該屋外広告物の設置者を指導し、事務の適正な執行を図られたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 平成22年度に開始した旧今治市域の地籍調査の進捗率は8.1%に止まっており、今後の進捗率を向上させるため、国の推進施策等の活用や効率的な調査方法の研究に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 屋外広告物許可申請について、許可の有効期間が満了し、1年半が経過している7件について通知を実施した。今後も随時通知し未許可設置是正を図っていく。</p> <p>(意見)</p> <p>1 研修等に積極的に参加し、研究に努めます。</p>	